

賃 金 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第25条に基づき、医療法人社団創造会（以下「法人」という）における職員に対する賃金の決定、計算、締め切り、支払時期、支払方法および昇給に関する事項を定める。ただし、当規程は年俸制職員、嘱託職員、非常勤職員を除くものとする。

(定義)

第2条 この規程にいう賃金とは、労働対価の原則および生活保障の原則に則り、法人が職員に支払う全てのものをいう。

(賃金の構成)

第3条 賃金の構成は次の通りとする。

【賃金構成図】

